

令和7年10月6日

保護者様

豊橋市立老津小学校長 今田 泰代

## 暴風（雪）警報、大雨・洪水・大雪警報、特別警報、津波警報等、 南海トラフ地震に関する情報等発令時の児童の登下校について（改訂）

みだしの警報が発令、または南海トラフ地震に関する情報が発表された場合、下記のように対応いたしますので、ご承知ください。

記

### 【登校前に、発令された場合】

#### 1 暴風警報・暴風雪警報発令の場合

- (1) 午前6時00分までに解除になった場合 ⇒ 平常どおり登校する。  
(2) 午前6時00分を過ぎても解除されない場合 ⇒ 当日は授業を行わない。

#### 2 大雨警報・大雪警報・洪水警報発令の場合

- (1) 豊橋市に**警戒レベル3**（高齢者等避難）が発令されている場合

ア 原則として、平常どおり登校する。  
イ 状況により登校が危険なときは、各家庭で判断する。登校を見合せると判断した場合は学校まで電話連絡をする。（登校が危険であると学校が判断した場合は、メール配信をする）

- (2) 豊橋市に**警戒レベル4**（避難指示）が発令されている場合

ア 午前6時00分を過ぎても解除されない場合 ⇒ 当日は授業を行わない。  
イ 気象台で大雨による被害が予想された場合 ⇒ 前日までに臨時休校を判断することがある。

### 【登校後に、発令された場合】

#### 1 暴風警報・暴風雪警報発令の場合

- 台風の中心位置や気象状況により、児童を安全に帰宅させうると判断したときは、教師が付き添い、通学団ごとに速やかに下校させる。  
(児童が下校後に困らないように鍵を持たせるなどの配慮をお願いします)
- 通学路の危険が認められるなど、帰宅が困難な場合は、児童の安全を校内で確保し、その旨を家庭に連絡する。

#### 2 大雨警報・洪水警報・大雪警報発令の場合

- (1) 豊橋市に**警戒レベル3**（高齢者等避難）が発令された場合

ア 気象状況や通学路の状況から、授業の継続か中止を判断するが、原則平常通り授業を続ける。  
イ 状況の悪化が見込まれると判断した時点で、直ちに授業を中止し、避難行動に移行する。  
(教師付き添いの下校、または引き取りによる下校等、随時連絡します)

- (2) 豊橋市に**警戒レベル4**（避難指示）が発令された場合

ア 直ちに授業を中止し、児童の安全を確保する。  
イ 「引き取り下校」や「集団下校」など、下校の方法についてメール配信をする。

### 【「大雨」「暴風」「波浪」「高潮」「暴風雪」「大雪」等の特別警報が発表された場合】

登校前・・・登校させない。児童を安全に登校させうると判断できるまで登校させない。

登校後・・・即刻、授業を中止し、児童の生命及び安全を確保する最善の対応を迅速に行う。

裏面に続く

### 3 津波警報等が発表され、中学校区内に避難指示（警報レベル4）が発令された場合

（次の二つのうちどちらか一つでも該当する場合）

■愛知県外海、伊勢・三河湾に「大津波警報」が発表され、中学校区内に避難指示（警戒レベル4）が発令された場合

■伊勢・三河湾に「津波警報」が発表され、中学校区内に避難指示（警戒レベル4）が発令された場合

【午前6時を過ぎても解除されない場合】

　臨時休校　　※避難指示発令中は左記のとおりとする。

【登校後に発令】

　・直ちに授業を中止し、以下の避難行動に移る。

ア　児童を校内に留めおき、安全を確保する。

イ　「引き取り下校」や「集団下校」、「校内留めおき」など児童の安全確保に関する対応については、中学校区内の小中学校（保育園）で連携を図ったうえで決定し、メール配信等で保護者に知らせる。

※避難指示が出ている地域が含まれる学校は、原則、児童だけの下校はさせない。

ウ　児童を校内に留めおいた場合は、警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、保護者を含め児童を安全に下校させうると判断できるまでは下校させない。

【南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表された場合の対応について】

情報名	キーワード*	情報発表条件	学校の対応
南海トラフ地震臨時情報	調査中	南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生するなど、普段と異なる現象が観測された場合	各学校は続報に注意し、 <u>通常どおり教育活動を続ける</u> 。また、速やかに日ごろからの地震への備え、発生時の対応について再確認する。 ※校区の状況を確認しながら、児童の命を守ることを最優先に、市教委と協議の上、判断する。 ※校外学習中の場合は、安全な場所に児童を集合させた後、帰校する。
	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、マグニチュード8.0以上の地震が起き、次の巨大地震に対して警戒が必要とされた場合	
	巨大地震注意	想定震源域の周辺でマグニチュード7.0以上の地震が起きたり、想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したりして、その後の巨大地震に注意が必要とされた場合	
	調査終了	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらないと判断された場合	平常通りの教育活動を継続する

※このお知らせは、ご家庭の目につきやすい場所に掲示してください。